ー　注意事項②　ー

猟場には、仕事やレジャーなどいろいろな目的を持った人がいます。網猟、わな猟、銃猟を問わず狩猟を行うときは、周囲の安全を充分確認してください。

●お知らせとお願い

1　出猟報告について

三重県では、狩猟者登録証の裏面の捕獲報告への記入に代えて出猟報告書の提出をお願いしています。別添の「出猟報告書」に出猟・捕獲状況を正しく記入し、狩猟者登録証の返納の際にあわせてご提出ください。

2　鉛散弾の使用規制について

三重県内には、9箇所の指定猟法禁止区域(鉛製散弾の使用禁止)を指定しています。これらの指定地域内では鉛製以外の散弾を使用してください。

また、指定地域以外におきましても、散弾をはじめ、スラッグ弾及びライフル弾には、鉛を使用しないものや鉛破片の生じにくいものがありますので、非鉛製弾への積極的な切り替えをお願いします。

3　囲いわなの使用について

農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的以外で囲いわなを設置する場合は、わな猟免許及びその狩猟者登録を受ける必要があります。

4　鳥類の標識(足環)の回収報告について

渡り鳥の生態を調査するために、世界各国で鳥に足環を着けて放鳥しています。このような標識(足環)のついた鳥類の捕獲等をしたときは、お手数ではありますが、捕獲等の日時、場所(メッシュ番号)、鳥の種類、捕獲等した時の状況を記し、標識(足環)とともに最寄りの三重県の鳥獣行政機関(当図面の表面上部に表示) までお届け又はご送付をお願いします。

5　カモ類の狩猟の自粛について

今年度も令和8年1月11日(日)を中心とした前後一週間に、ガンカモ類の生息調査が実施されます。この調査はガンカモ類等の生息状況を把握し、狩猟の適正化を図るための指標となる重要な調査として、全国で一斉に実施されますので、この趣旨をご理解のうえ、カモ類の狩猟の自粛についてご協力をお願いします。

また、ヨシガモ、ハシビロガモ及びクロガモについては、これまでの「ガンカモ類の生息調査」の結果より、生息数が少ない状況にあることから、狩猟期間中は、これら3種の狩猟の自粛をお願いします。

6　国有林に入林するときは

国有林野・官行造林地に入林するときは、森林管理署に入林手続きを行ってください。

・手続先…三重森林管理署
（〒519-0116 亀山市本町1丁目7-13 TEL 0595-82-0069）

表面の注意事項①もお読みください。

位置図
伊勢湾
熊野灘
太平洋
奈良県
和歌山県
川上村
上北山村
下北山村
北山村
大台町
大紀町
南伊勢町
度会町
紀北町
尾鷲市
熊野市
御浜町
紀宝町
20G
20H
20I
20J
20K
20L
20M
20N
20O
20P
20Q
20R
20S
20T
21E
21F
21G
21H
21I
21J
21K
21L
21M
21N
21O
21P
21Q
21R
21S
22E
22F
22G
22H
22I
22J
22K
22L
22M
22N
22O
22P
22Q
22R
23E
23F
23G
23H
23I
23J
23K
23L
23M
23N
23O
23P
23Q
23R
24E
24F
24G
24H
24I
24J
24K
24L
24M
24N
24O
24P
24Q
24R
25E
25F
25G
25H
25I
25J
25K
25L
25M
25N
25O
25P
25Q
25R
26E
26F
26G
26H
26I
26J
26K
26L
26M
26P
26Q
27E
27F
27G
27H
27I
27J
27K
28E
28F
28G
28H
28I
28J
29E
29F
29G
29H
29I
29J
30E
30F
30G
30H
30I
31D
31E
31F
31G
31H
31I
32C
32D
32E
32F
32G
32H
33B
33C
33D
33E
33F
33G
33H
34B
34C
34D
34E
34F
34G
35A
35B
35C
35D
35E
35F
36A
36B
36C
36D
36E
37B
37C
37D
38B
38C
38D

国有林野・官行造林地（　　内の区域）に入林して狩猟をする場合は、森林管理署で入林手続きを行ってください。

近畿自然歩道・熊野古道は多くのハイカーが利用しています。 歩道上で狩猟行為をしないことはもちろん、その周辺での狩猟には充分注意しましょう。

水面で狩猟をする場合は、漁具等を破損しないよう注意してください。

凡　例

	一般国道（指定区間）	▨	鳥獣保護区特別保護地区
	一般国道（県管理区間）	🟥	鳥獣保護区
	主要地方道	🟩	休猟区
	一般地方道	🟦	特定猟具使用禁止区域(銃)
	有料道路	🟫	指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）
	計画道路	⬚	自然公園法による特別保護地区
	未共用(渡船)交通不能箇所	⬚	国有林野・官行造林地
	隧道	⬚	オリエンテーリングパーマネントコース
	橋梁	―	東海・近畿自然歩道
◎	府県庁	―	熊野古道
◎	市役所		
○	町役場		
	県界		
	市郡界		
	町界		
	JR線 私有鉄道		
△ ·	三角点・独立標高点		

滝
ダム

1：120,000

0　1km　2km　5km　10km

三　重　県　鳥　獣　保　護　区　等　一　覧　表

図面番号	特別保護地区の名称	面積(ha)	図面番号	鳥獣保護区の名称	面積(ha)	図面番号	休猟区の名称	面積(ha)	図面番号	特定猟具使用禁止区域（銃）の名称	面積(ha)
1	特別保護地区（国指定）【大台山系】	565	46	津市芸濃町安濃ダム鳥獣保護区	59				58	明和町明星特定猟具使用禁止区域	30
2	特別保護地区（国指定）【紀伊長島】	71	47	菰野町草里野鳥獣保護区	45				59	伊賀市猪田大池特定猟具使用禁止区域	4
	国指定鳥獣保護区特別保護地区　計　2か所	636	48	いなべ市大安町南部鳥獣保護区	212	図面番号	特定猟具使用禁止区域(銃)の名称	面積(ha)	60	明和町下御糸特定猟具使用禁止区域	125
13	外宮神域林特別保護地区　【伊勢市高倉山】	71	49	志摩市志摩町大島・小島鳥獣保護区	683	1	伊勢市鳥羽市特定猟具使用禁止区域	30,000	61	伊勢市藤里町ふじが丘・藤里団地特定猟具使用禁止区域	2
15	楯ヶ崎特別保護地区　【熊野市海岸部】	40	50	尾鷲市佐波留鳥獣保護区	2,750	2	亀山市井田川特定猟具使用禁止区域	398	62	伊勢市有滝町・村松町特定猟具使用禁止区域	140
19	釈迦ヶ岳特別保護地区　【鈴鹿国定公園】	250	51	四日市市泊山鳥獣保護区	598	3	松阪市嬉野中原特定猟具使用禁止区域	731	63	紀南特定猟具使用禁止区域	849
19	御在所岳特別保護地区　【鈴鹿国定公園】	120	52	松阪市森林公園鳥獣保護区	224	4	鈴鹿市東部特定猟具使用禁止区域	1,204	64	志摩市磯部町神路ダム特定猟具使用禁止区域	39
19	入道ヶ岳特別保護地区　【鈴鹿国定公園】	8	53	大紀町滝原森林公園鳥獣保護区	9	5	四日市市松本・川島特定猟具使用禁止区域	490	65	松阪市三渡川特定猟具使用禁止区域	42
19	野登山特別保護地区　【鈴鹿国定公園】	10	54	津市白山町二本木鳥獣保護区	91	6	多度町香取特定猟具使用禁止区域	83	66	四日市市八郷・大矢知特定猟具使用禁止区域	657
40	赤目長坂特別保護地区　【名張市赤目】	114	55	津市久居南東部鳥獣保護区	323	7	四日市市大門池特定猟具使用禁止区域	47	67	津市一身田特定猟具使用禁止区域	93
	県指定鳥獣保護区特別保護地区　計　7か所	613	56	明和町鳥獣保護区	1,445	8	菰野町菰野特定猟具使用禁止区域	465	68	鈴鹿市中西部特定猟具使用禁止区域	724
	鳥獣保護区特別保護地区　合計　9か所	1,249	57	四日市市室山鳥獣保護区	219	9	大台町奥伊勢湖特定猟具使用禁止区域	140	69	四日市市河原田特定猟具使用禁止区域	314
			58	津市久居中北部鳥獣保護区	182	10	津市大里特定猟具使用禁止区域	102	70	亀山市中庄特定猟具使用禁止区域	79
図面番号	鳥獣保護区の名称	面積(ha)	59	伊賀市霊山鳥獣保護区	258	11	名張市特定猟具使用禁止区域	1,425	71	津市香良洲町香良洲海岸特定猟具使用禁止区域	175
1	大台山系鳥獣保護区（国指定）	16,188	60	尾鷲市曽根鳥獣保護区	6	12	津市久居南部特定猟具使用禁止区域	308	72	伊勢市東大淀地区特定猟具使用禁止区域	252
2	紀伊長島鳥獣保護区（国指定）	6,131	61	紀北町大白鳥獣保護区	89	13	四日市市桜・坊主尾特定猟具使用禁止区域	145	73	津市美里町小津原池特定猟具使用禁止区域	1
	国指定鳥獣保護区　計　2か所	22,319	62	熊野市生活環境保全林鳥獣保護区	13	14	四日市市高花平特定猟具使用禁止区域	271	74	伊賀市高山ダム特定猟具使用禁止区域	7
3	志摩市浜島町大崎鳥獣保護区	675	63	御浜町阿田和井戸ノ谷鳥獣保護区	6	15	鈴鹿市石薬師・自由ヶ丘特定猟具使用禁止区域	80	75	尾鷲市賀田特定猟具使用禁止区域	9
4	志摩市阿児町賢島鳥獣保護区	340	64	尾鷲市ナサ崎鳥獣保護区	52	16	亀山市能褒野・鈴鹿市広瀬特定猟具使用禁止区域	356	76	木曽岬干拓地特定猟具使用禁止区域	335
5	四日市市伊坂山村ダム鳥獣保護区	778	65	鈴鹿鳥獣保護区	1,548	17	津市高野尾・豊が丘特定猟具使用禁止区域	243	77	木曽川上流特定猟具使用禁止区域	161
6	熊野市有馬久生屋金山鳥獣保護区	301	66	南伊勢町東部鳥獣保護区	100	18	津市小舟・殿村特定猟具使用禁止区域	115	78	多度町南之郷特定猟具使用禁止区域	19
7	伊賀市上津鳥獣保護区	3	67	桑名市播磨鳥獣保護区	13	19	三重県農業研究所特定猟具使用禁止区域	28	79	四日市市保々特定猟具使用禁止区域	315
8	名張市滝之原鳥獣保護区	6	68	南伊勢町五ヶ所鳥獣保護区	4	20	鈴鹿市高岡特定猟具使用禁止区域	70	80	四日市市山田特定猟具使用禁止区域	25
9	御浜町神志山鳥獣保護区	14	69	尾鷲市中村山鳥獣保護区	8	21	四日市市県特定猟具使用禁止区域	965	81	四日市市神前特定猟具使用禁止区域	220
10	鈴鹿川河口鳥獣保護区	933	70	紀宝町鳥獣保護区	758	22	桑名市東部特定猟具使用禁止区域	550	82	津市高野尾南東部特定猟具使用禁止区域	189
11	松阪市中部台鳥獣保護区	594	71	玉城町鳥獣保護区	860	23	鈴鹿市御座ヶ池特定猟具使用禁止区域	4	83	津市あのつ台特定猟具使用禁止区域	168
12	伊勢市高倉山鳥獣保護区	431	72	大紀町大内山南亦山鳥獣保護区	270	24	津市河芸町千里ヶ丘特定猟具使用禁止区域	151	84	津市一志町片野池特定猟具使用禁止区域	1
13	志摩市大王町登茂山鳥獣保護区	178	73	鈴鹿市加佐登鳥獣保護区	303	25	伊賀市神戸特定猟具使用禁止区域	94	85	桑名市多度町野代特定猟具使用禁止区域	193
14	熊野市海岸部鳥獣保護区	3,650	74	北勢中央公園鳥獣保護区	133	26	川越町周辺特定猟具使用禁止区域	1,507	86	四日市市川島・桜特定猟具使用禁止区域	490
15	津市美杉町君ヶ野ダム鳥獣保護区	125	75	志摩市阿児町横山鳥獣保護区	500	27	松阪市特定猟具使用禁止区域	108	87	鈴鹿市椿特定猟具使用禁止区域	167
16	伊勢市二見鳥獣保護区	447	76	南伊勢町道方池の田鳥獣保護区	56	28	松阪市桜町特定猟具使用禁止区域	22	88	津市一志町若柳池特定猟具使用禁止区域	2
17	志摩市磯部町的矢鳥獣保護区	1,075	77	熊野市紀和町大峰鳥獣保護区	450	29	松阪市日丘町特定猟具使用禁止区域	38	89	多気町勢和特定猟具使用禁止区域	144
18	鈴鹿国定公園鳥獣保護区	7,247	78	紀宝町浅里鳥獣保護区	6	30	松阪市北東部特定猟具使用禁止区域	948	90	志摩市英虞湾特定猟具使用禁止区域	2,041
19	津市安濃町中央鳥獣保護区	460	79	津市久居中部鳥獣保護区	157	31	伊賀市阿保桐ヶ丘特定猟具使用禁止区域	217	91	伊勢市上野町特定猟具使用禁止区域	412
20	雲出川河口鳥獣保護区	364	80	名張市比奈知ダム鳥獣保護区	103	32	津市須ヶ瀬特定猟具使用禁止区域	85	92	亀山市川崎特定猟具使用禁止区域	434
21	三重大学平倉演習林鳥獣保護区	457	81	度会町獅子ヶ岳山麓鳥獣保護区	165	33	津市神戸・大釜池特定猟具使用禁止区域	656	93	桑名市下深谷部特定猟具使用禁止区域	397
22	松阪市蓮鳥獣保護区	537	82	松阪市農と匠の里鳥獣保護区	23	34	津市芸濃町石山観音特定猟具使用禁止区域	5	94	明和町玉城町斎宮池特定猟具使用禁止区域	414
23	南伊勢町鵜倉半島行田・定山鳥獣保護区	1,865	83	木曽川中流鳥獣保護区	658	35	伊賀市壬生野三ッ池特定猟具使用禁止区域	598	95	松阪市総合運動公園特定猟具使用禁止区域	349
24	伊賀市上野鳥獣保護区	882	84	桑名市桑部鳥獣保護区	172	36	志摩市磯部町坂崎特定猟具使用禁止区域	21	96	伊賀市御代特定猟具使用禁止区域	130
25	伊賀市真泥池鳥獣保護区	67	85	菰野町杉谷鳥獣保護区	199	37	志摩市阿児・磯部特定猟具使用禁止区域	234	97	津市河芸町三行地区特定猟具使用禁止区域	19
26	紀北町島勝浦鳥獣保護区	920		県指定鳥獣保護区　計　83か所	44,748	38	名阪亀山関工業団地特定猟具使用禁止区域	7	98	伊勢市朝熊町特定猟具使用禁止区域	10
27	松阪市泉の森鳥獣保護区	3		鳥獣保護区　合計　85か所	67,067	39	明和町伊勢市玉城町大仏山特定猟具使用禁止区域	375	99	伊賀市上之庄特定猟具使用禁止区域	42
28	いなべ市大安町中部鳥獣保護区	150				40	伊賀市大野木西光寺池特定猟具使用禁止区域	3	100	伊賀市安場特定猟具使用禁止区域	39
29	尾鷲市栗ノ木谷鳥獣保護区	283				41	津市河芸町上野地区特定猟具使用禁止区域	113	101	伊賀市安場第2特定猟具使用禁止区域	30
30	津市白山町南青山高原鳥獣保護区	61	図面番号	指定猟法禁止区域(鉛製散弾の使用禁止)名称	面積(ha)	42	伊賀市上野センターランド特定猟具使用禁止区域	18	102	津市河芸町黒田特定猟具使用禁止区域	400
31	いなべ市員弁東部鳥獣保護区	339	1	伊勢湾岸南部指定猟法禁止区域	15,088	43	名張市桔梗ヶ丘西特定猟具使用禁止区域	52	103	伊賀市中柘植特定猟具使用禁止区域	82
32	伊勢市朝熊山鳥獣保護区	50	2	伊勢湾岸北部指定猟法禁止区域	7,310	44	紀宝町相野谷川特定猟具使用禁止区域	193	104	伊勢市豊浜・宮川下流域特定猟具使用禁止区域	1,419
33	多気町五桂鳥獣保護区	52	3	志摩市伊雑ノ浦指定猟法禁止区域	375	45	紀北町相賀中村特定猟具使用禁止区域	62	105	伊勢市一色地区特定猟具使用禁止区域	251
34	尾鷲市九鬼行野浦鳥獣保護区	365	4	尾鷲市元須賀利指定猟法禁止区域	139	46	中勢特定猟具使用禁止区域	6,984	106	松阪市飯南町粥見特定猟具使用禁止区域	80
35	紀北町白石湖鳥獣保護区	113	5	御浜町上市木指定猟法禁止区域	29	47	志摩市磯部町穴川特定猟具使用禁止区域	33	107	明和町下御糸第2特定猟具使用禁止区域	172
36	津市白山町四季の里鳥獣保護区	325	6	伊賀市槇山滝谷池指定猟法禁止区域	15	48	南伊勢町伊勢路川特定猟具使用禁止区域	85	108	伊賀市上野特定猟具使用禁止区域	1,829
37	紀北町名倉鳥獣保護区	7	7	鳥羽市麻生浦湾指定猟法禁止区域	113	49	志摩市浜島町管田・赤崎特定猟具使用禁止区域	49	109	明和町大淀第2特定猟具使用禁止区域	560
38	亀山市東部鳥獣保護区	1,770	8	鳥羽市志摩市的矢湾指定猟法禁止区域	654	50	志摩市浜島町迫子崎特定猟具使用禁止区域	15	110	多気町丹生特定猟具使用禁止区域	39
39	名張市赤目鳥獣保護区	220	9	南伊勢町五ヵ所湾指定猟法禁止区域	2,041	51	伊賀市予野住田池特定猟具使用禁止区域	1	111	鈴鹿市箕田特定猟具使用禁止区域	320
40	津市芸濃町横山池鳥獣保護区	20		指定猟法禁止区域(鉛製散弾の使用禁止)　合計　9か所	25,764	52	紀宝町北桧杖特定猟具使用禁止区域	3	112	伊賀市下友田特定猟具使用禁止区域	20
41	名張市青蓮寺鳥獣保護区	113				53	四日市市下野特定猟具使用禁止区域	413	113	松阪市神戸特定猟具使用禁止区域	468
42	四日市市鳥獣保護区	775				54	いなべ市北勢町小原一色特定猟具使用禁止区域	26	114	いなべ市宇賀特定猟具使用禁止区域	10
43	伊勢市松尾倉田山鳥獣保護区	982				55	東員町笹尾城山特定猟具使用禁止区域	303	115	いなべ市新町特定猟具使用禁止区域	13
44	松阪市飯高町森鳥獣保護区	3,016				56	津市久居西部特定猟具使用禁止区域	177		特定猟具使用禁止区域(銃)　合計　115か所	67,957
45	亀山市白川鳥獣保護区	5				57	明和町大淀特定猟具使用禁止区域	190			

三重県

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 334」

リサイクル適性Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
CONTAINS SOYOIL　大豆インキ使用
R70　古紙配合率70%の再生紙を使用しています。

調製：東海図版株式会社 三重営業所
TEL(0598)25-6116(代)